

重要事項説明書

居宅介護支援事業

慈光園

重要事項説明書

【事業概要並びに方針】

1 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 慈光園
所在地	大和高田市大字池田444番地
事業者指定番号	2970200115
管理者・連絡先	當麻トモコ TEL 0745-52-5001
サービス提供地域	大和高田市

2 事業所の職員体制等

職種	氏名
管理者	當麻トモコ
介護支援専門員	當麻トモコ、大塚知恵子、山口智子 金丸みどり

3 営業日および営業時間

(1) 月曜日から金曜日までとします。

但し、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

(3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とします。(訪問調査、調整に係る業務等)

4 居宅介護支援の提供方法および内容

(1) 使用する課題分析表は、全社協方式とします。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため提供される居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう行います。
また選定した事業所をケアプランに位置付けた理由について説明を行い公正中立にケアマネジメントを行っていきます。

居宅訪問頻度等については、最低1ヶ月に1回は訪問を行います。

(利用者との契約の流れ・・・別紙1参照)

5 サービス利用料および利用者負担

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

居宅介護支援サービスを提供した場合の法定代理受領額となります。

要介護1・2 10,860円/月 要介護3・4・5 14,110円/月

*別途、状況により加算があります。

◆特定事業所加算 (I) 5,190円/月

◆特定事業所加算 (II) 4,210円/月

◆特定事業所加算 (III) 3,230円/月

◆特定事業所医療介護連携加算 1,250円/月

◆特定事業所加算 (A) 1,140円/月

② 初回加算 3,000円/月

② 入院時情報連携加算 (I) 2,500円/月

入院時情報連携加算 (II) 2,000円/月

③ 退院・退所加算 (I)イ 4,500円 (入院入所中1回を限度)

(I)ロ 6,000円 (入院入所中1回を限度)

(II)イ 6,000円 (入院入所中1回を限度)

(II)ロ 7,500円 (入院入所中1回を限度)

(III) 9,000円 (入院入所中1回を限度)

④ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円/回

⑤ ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/月

⑥ 通院時情報連携加算 500円/月

等の加算を頂く場合もありますが、利用者の負担はありません。

※なお、地域単価の見直しによる報酬単価の変更がある可能性があります。

(2) 介護支援専門員が通常サービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。

居宅介護支援事業は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はそのご家族に対し、当該サービスの費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとします

6 秘密保持

- ・ 本事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ・ 本事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ・ 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

7 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談コーナー	電話番号	0745-52-5001
	FAX番号	0745-23-0852
	相談員	當麻トモコ
	対応時間	適時

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

大和高田市役所介護保険課相談窓口	所在地 大和高田市大中 98 番地 4 電話番号 0745-22-1101 (代)
奈良県国民健康保険団体連合会 (国保連合)	所在地 橿原市大久保町番 3 0 2 番 1 電話番号 0744-29-8311 (代)

8 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 慈光園
代表者名	理事長 中井隆男
当事業所在地・電話	大和高田市大字池田444番地 電話番号 0745-52-5001(代)
業務の概要	居宅サービス計画の作成並びに利用者、その家族及び指定居宅サービス事業者等との連絡・調整等を図り適切にサービスが提供されるよう業務を遂行する。また、保険者からの委託に基づく要介護認定に係る訪問調査を行う。

9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 利用者に対する指定居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償補償を速やかに行います。

10 主治医及び医療機関等の連携

本事業所は利用者の主治医又は関係機関との間において、必要に応じて連絡を取っていきます。

そのために、入院、受診時等には、当該事業所および担当介護支援専門員の名前を伝えて下さるようお願いいたします。

11 虐待防止について

本事業所は高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する措置を講じます。

身体拘束については、やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならないものとし、その理由を記録します。

12 ハラスメント対策

本事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組みます。

利用者及びその家族が職員に対して行う迷惑行為等を禁止します

13 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合でもあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供は受けられるように、業務継続計画の策定と研修及び訓練を実施します。

その他

(1) 実習生受入について

当施設では専門職を養成する学校法人等の養成機関からの依頼を受け、現場実習の受入を行います。実習生が期間中にご利用者の援助をさせて頂くこともあります。実習生がご利用者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や当施設従業者により指導を行っていきます。なお、実習生も従業者と同様に個人情報の取扱を適正に行うものとします。

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 大和高田市大字池田444番地
名称 居宅介護支援事業所 慈光園
説明者 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人又は立会人

住 所

氏 名

印

(附則)

事業所開設 平成11年11月28日

この重要事項説明書は平成12年4月1日より適用する

平成15年4月1日 介護保険法令改正により変更

平成18年4月1日 介護保険法令改正（重要事項変更なし）

平成21年4月1日 介護保険法令改正により加算項目、単位の変更

平成24年4月1日 介護保険法令改正により加算項目、単位の変更

平成25年4月1日 人員体制の追加変更特定事業所加算の算定

平成26年4月1日 消費税転嫁対策特別措置法による介護報酬の改定等

平成27年4月1日 介護保険法令改正により加算項目、単位数の変更等

平成29年12月1日 人員体制の変更

平成30年4月1日 介護保険法令改正により加算項目、単位数の変更等

人員体制の変更

平成30年7月5日 代表者名変更

平成31年4月1日 管理者名変更等

令和元年7月1日 人員体制の変更

令和元年10月1日 介護保険法令改正により居宅介護支援費の変更

令和3年4月1日 介護保険法令改正により居宅介護支援費、加算項目、
単位数の変更

令和6年4月1日 介護保険法令改正により居宅介護支援費、加算項目、
単位数の変更等

令和7年1月20日 人員体制の変更

令和7年4月1日 管理者名変更等、人員体制の変更

